

稚内市集中改革プラン (改訂版)



稚 内 市

目 次

○ はじめに	1
(これまでの取組み)	1
(集中改革プラン改訂版の実施期間)	1
1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合	2
(事務事業等の見直し)	2
(行政評価システムの導入)	2
2. 民間委託等の推進 (指定管理者制度の活用も含む)	2
(指定管理者制度の活用等)	2
(PFI 手法の適切な活用)	4
(市場化テストの導入)	4
3. 定員管理の適正化	4
(定員管理の適正化)	4
4. 給与の適正化	5
(給与の適正化)	5
(定員・給与等の状況の公表)	7
(福利厚生事業)	7
(人材育成の推進)	7
5. 公会計改革及び資産・債務改革	8
(公会計の整備及び資産・債務管理)	8
6. 第三セクターの見直し	8
(既存法人の見直し)	8
(地方公社の経営健全化)	9
7. 経費節減等の財政効果	9
(経費の節減合理化等財政の健全化)	9
(補助金等の整理合理化)	10
(公共工事)	11
(公的施設)	11

8. その他	11
(地方公営企業の経営健全化)	11
(地域協働の推進)	16
(公正の確保と透明性の向上)	16
(電子自治体の推進)	16
(地方議会)	18

稚内市集中改革プラン（改訂版）

○ はじめに

（これまでの取組み）

これまで本市では、平成 8 年度に「稚内市行政改革大綱」、平成 1 5 年度には「財政健全化プラン（平成 1 6 年度～平成 2 0 年度）」を策定し、時代に即応した施策の展開や行政運営などを目標として改革に取り組んできました。

この結果、退職者不補充による人件費の圧縮や物件費等の抑制による経常経費の削減、行政評価システムの導入、情報公開の推進など、一定の成果を挙げられました。

しかし、長引く景気低迷から市税収入が落ち込むとともに、国が進める構造改革の一環である三位一体改革により税源移譲がなされたものの、それ以上に地方交付税の減少が大きく本市の財政運営は厳しさが増しております。

このような状況のもと、今後も持続可能なまちづくりに向けて財政の健全化を最重要課題として捉え、平成 1 7 年度に「集中改革プラン」を策定し、さらに平成 1 9 年度に「財政健全化プラン」を改訂し、定員管理の適正化、民間委託の推進、第三セクターの見直しなど、財政の建て直しに全力を傾注しているところであります。

今回の改訂は、平成 1 9 年度に改訂を行った「財政健全化プラン」、総務省が示した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のため指針」などを踏まえ、今後の効率的・効果的な行財政改革の一層の推進を目指すものであります。

（集中改革プラン改訂版の実施期間）

期間を 1 年間延長し、平成 1 7 年度から平成 2 2 年度までとします。

1. 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

(事務事業等の見直し)

厳しい財政環境が続く中で、新たな行政課題や複雑・多様化する市民の行政ニーズに的確に対応していくために、これまでの前例・慣例にとらわれない新たな発想や効果的な方法により事務事業全般にわたり、効果や効率性の観点から、所期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統廃合するなどの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公正の確保、行政効率に配慮し、行政評価システム手法の活用等により事務事業の整理合理化を進めます。

(行政評価システムの導入)

市の政策・施策や事務事業について計画を立て実行し、その成果を基に評価して、次の計画に反映させるというマネジメント・サイクルを確立し、市政運営における行政資源の効率的・効果的な配分を図るとともに、評価結果を公表することにより行政の透明性の向上を図り、市民参画の市政を推進します。

このため平成18年度から全ての評価対象事業について、事務事業評価を実施しており、今後、政策・施策評価へと拡大を図ります。

2. 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用も含む）

本市においてもこれまで民間委託など民間活力の導入を積極的に進めてきましたが、さらに推進し、市民ニーズに応えるサービスの向上と業務の効率化を図るために、民間委託、指定管理者制度、PFIなどを活用するとともに、市場化テストについて調査・研究を進めます。

(指定管理者制度の活用等)

地方自治法の改正に基づく指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている制度です。

本市では、「稚内市の公の施設における指定管理者制度導入に関する指針」に基づき導入を図ってきましたが、今後は、現在直営の施設や新設される施設についても、総合的に判断し導入の推進を図っていくものとします。

また、市民等のニーズを把握するとともに、これを十分に反映した施設運営ができるように努めます。さらに制度を導入した施設においては、管理者や施設運営に対する評価を行い、その結果等の情報提供を行い透明性の確保を図り、

説明責任を果たすこととします。

(1) 公の施設についての取組み

① 19年度末時点における取組状況

- ア. 指定管理者制度導入済み施設数（100施設）
- イ. 業務委託実施済み施設数（43施設）
- ウ. 全部直営施設数（44施設）

② 17年度～22年度までの取組み目標及び実績

- ・ 17年度中には、1施設について指定管理者制度を導入しました。
- ・ 18年度中には、93施設について指定管理者制度を導入しました。
- ・ 19年度中には、5施設について指定管理者制度を導入しました。
- ・ 20年度中には、1施設について指定管理者制度を導入します。
- ・ 21年度中には、1施設について指定管理者制度を導入します。
- ・ 22年度までに、その他の施設についても施設管理のあり方について検討します。

(2) 公の施設以外の施設についての取組み

① 19年度末時点における取組み状況

- ア. 委託実施済み施設数（7施設）
- イ. 全部直営施設数（1施設）

② 22年度までの取組み目標

この他の施設についても、サービス水準の向上と業務の効率化を図る視点に立ち、アウトソーシングの可能性について検討し、積極的に活用していきます。

(3) その他の事務についての取組み

① 19年度末時点の委託状況

ア. 全部委託

本庁舎清掃、本庁舎夜間警備、し尿処理、一般ごみ収集、水道メーター検針、学校給食（運搬）、ホームヘルパー派遣、在宅配食サービス

イ. 一部委託

ホームページ作成・運営、道路維持補修・清掃等、調査・集計、情報処理・庁内情報システム維持

ウ. 全部直営

案内・受付、学校給食（調理）、電話交換、学校用務員事務、公用車運転

② 22年度までの取組み目標

現在、全部直営で実施している案内・受付、学校給食（調理）、電話交換、学校用務員事務、公用車運転については、そのあり方を検討します。

（PFI手法の適切な活用）

PFI手法による事業化にあたっては、事業スキームの設定から事業採算性等の検討は勿論のこと、実施方針の策定・公表により事業者への事業方式、事業収入などの事前情報を提供することによる事業性の確保や、特定事業の選定・公表、民間事業者の選定・公表により透明性の確保が図られるよう「稚内市 PFI 基本方針」に基づいて事業化を図ることとしています。

今後、新たな施設整備をはじめとする実施計画の決定にあたっては、PFI 事業等での可能性について検討を行います。

（市場化テストの導入）

市場化テストは、これまで官が独占してきた公共サービスについて、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくという制度です。

平成18年7月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行されたことから、法律の趣旨を勘案し制度の導入について調査・研究を行います。

3. 定員管理の適正化

（定員管理の適正化）

本市においては、これまでに財政健全化プランに基づき施設管理のアウトソーシングの推進や退職者の2分の1不補充などを実施し、組織・機構のスリム化、効率化を図ってきたところです。

今後、職員の大量退職を迎えることを踏まえ、計画的な職員数の抑制に取り組んでいきます。

こうした計画的な取組みにより、本市の職員数は、総務省が示す「類似団体別職員数」よりも下回っている状況であります。

図表1 類似団体別職員数（普通会計職員）

区 分	職員数（人）	類似団体別職員数（人）	超過数（人）	超過率（％）
稚内市	386	402	▲16	▲4.1

資料：総務省「地方公共団体定員管理調査（平成19年度）」より

注1) 類似団体とは、地方公共団体定員管理調査上で、全市町村を人口と産業構造を基準にグループに分けたもので、稚内市は、人口5万人未満で第2次・3次産業が95%未満かつ第3次産業が55%以上のグループに属している。(類型I-1、93団体)

注2) 類似団体別職員数とは、総務省から示された類似団体グループごとの人口1万人あたりの数値から、その団体の定員管理の基準となる職員数(普通会計)を算出したものである。

注3) 普通会計とは、各地方公共団体間の財政的な比較等を行うため、地方財政統計上統一に用いられている会計区分である。稚内市においては、総職員数から病院、水道等の事業職員を除いたものが普通会計職員である。

(1) 定員適正化の取組み

過去の実績を踏まえ、明確な数値目標を設定した定員適正化計画の策定に向け取組み、計画的な職員数の抑制に努めます。

・17年度～22年度までの取組み目標及び実績

この期間は、いわゆる団塊の世代の大量退職を迎え、多くの職員の定年退職が予定されることから、新規職員採用を抑制することにより、計画的に職員削減を図り、平成17年4月1日現在の一般行政職職員数461人と比較し、平成22年4月1日において9.5%、44人の削減をします。

この目標達成に向けた取組みとして、平成19年度に定員適正化計画を策定しました。

注) 一般行政職職員数に、市病医療職は含みません。

(2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

住民ニーズへの迅速な対応や質の高い行政サービスの提供、またスピーディーな意思決定・対応の観点から組織編制を見直し編成します。

・17年度～22年度までの取組み目標及び実績

個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化された効率的かつ柔軟な組織とします。

この目標達成に向けた取組みとして、平成19年度からスリムな組織による意思決定の迅速化等が図れるグループ制を導入しました。

4. 給与の適正化

(給与の適正化)

(1) 給与制度

本市における給与については、これまでも国に準ずるとともに、財政健

全化プランを踏まえ、退職時の特別昇給の廃止、特殊勤務手当の見直し等を実施し、給与の適正化に努めてきたところであります。

職員の給与制度については、市民の納得と支持が得られる給与制度・運用・水準の適正化が求められているところから、国における給与制度改革を見据え、新たな給与制度を構築していく必要があります。

①高齢層職員の昇給制度の見直し

- ・ 17年度～22年度までの取組み目標及び実績

高齢層職員の昇給制度については、国の給与制度改革を踏まえて今後検討を行う給与制度との関連を考慮し、見直しを図ります。

平成19年度において、給与構造の見直しに合わせ、国に準じた措置を講じました。

②退職時の特別昇給の廃止

退職時の特別昇給については、国に準じて16年度末に廃止しました。

③退職手当の最高支給率

退職手当の支給率については、既に見直しを実施し、退職手当の最高支給率を国に準じた措置を講じています。

④特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当は、その支給要件として「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるものに従事する職員に、その特殊性に応じて支給する」ものです。

本市においては、急速な技術の進歩等による業務内容の変化、職務の困難性の軽減化等により本来の支給要件に照らし、その支給が妥当かどうかの再検討が必要となったことから、従前においても適時見直しを行ってきているところですが、特殊性の有無、業務実態及び支給の実態、国、道、他市の状況を基準に検討を行い、手当の廃止をはじめ、支給額の縮小及び支給対象業務の見直しを15年度より順次行っています。

- ・ 17年度～22年度までの取組み目標及び実績

国、道等の動向を踏まえ、制度の趣旨に合致しないものについては、見直しを図り、制度の趣旨に合致した手当とします。

平成19年度までに手当の廃止をはじめ支給対象業務の見直しを行い、44種類を18種類に改めました。引き続き支給額の見直しなどを図り、制度の趣旨に合致した手当とします。

⑤職務や能力、実績を反映できる給与制度及び民間や国等の同種の職種に従事する者との均衡に留意した給与制度の検討

業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、給

与制度・運用・基準などを検討します。

- ・ 17年度～22年度までの取組み目標及び実績

国の動きを見据え、職務や能力、実績を反映できる給与制度を検討します。

平成19年度より新たな給与制度を構築し、運用・基準の見直しを行っています。

(定員・給与等の状況の公表)

定員・給与等については、その状況を適宜、広報紙に掲載し市民に公表しています。

- ・ 17年度～22年度までの取組み目標及び実績

給与等の状況の公表については、市民にわかりやすい方法で、広報紙のほかホームページを利用し公表を行います。その際、定員・給与等の状況の公表について、地方公務員法の改正を踏まえ、住民等が理解し易いように工夫を講じ、公表することとします。

平成17年度より本市ホームページにおいても、公表を行っています。

(福利厚生事業)

本市における職員の福利厚生事業は、主に、職員の会費と市からの交付金で運営されている職員福利厚生会において行っていますが、昨今の社会情勢を考慮し、市民の理解が得られる福利厚生制度であることが必要です。

- ・ 17年度～22年度までの取組み目標及び実績

職員福利厚生会への交付金及び給付事業等について、市民の理解が得られるよう実施します。

平成19年度より事務局体制の見直しを行ったほか、市からの交付金の使途を明確にするため、包括補助方式から事業補助方式へ変更をしました。

(人材育成の推進)

公務員制度改革に伴い、年功序列重視から能力・実績を重視した新しい人事システムの導入が求められています。

また、地方分権社会にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、人材育成の基本方針を定め、人事管理、職場風土、業務改善を総合的に推進する必要があります。

- ・ 17年度～22年度までの取組み

平成19年度に「稚内市人材育成方針」を策定し、「職場環境の整備」・「人事制度」・「研修制度」の視点に立ったさまざまな制度やプログラムを連携さ

せた長期的・総合的な取組みを全庁的に実施することとしました。

5. 公会計改革及び資産・債務改革

（公会計の整備及び資産・債務管理）

財政の透明性を高め、歳入歳出にかかる効率化・適正化を図るため、国の財務書類作成基準に準拠した公会計モデルの導入に向けた整備を進め、平成21年を目途に、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の作成を行い、必要な情報の開示に取り組めます。

また、その整備を通じて資産・債務に関する情報の開示とその適正な管理を進めるとともに、国の資産・債務改革を参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等の具体的な施策の策定に向けた取組みを行っています。

6. 第三セクターの見直し

第三セクターは、その時々時代の要請を受けて設立されたものであり、市の行政施策と密接に連携しながら、公共サービスの提供主体の一つとして重要な役割を担ってきましたが、社会経済環境の変化によって、それらを取り巻く状況は大変厳しくなっています。

さらに、地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、公の施設の管理に関して、民間事業者の参入も可能となったことから、公の施設の管理を受託している第三セクターにとっては、その事業基盤に大きく影響を及ぼすものであり、まさにそのあり方が問われています。

本市においては、国の指針である第三セクター改革の流れを踏まえて、個々の第三セクターの役割等を再検討し、市の取り組む課題等について明らかにしていきます。

（既存法人の見直し）

※関与法人（出資比率25%以上、又は財政支援を行っている法人）を対象

（1）第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する取組み

①平成8年度に設立された「稚内国際埠頭（株）」については、設立目的を概ね達成したことから平成18年7月に解散をしました。

②22年度までの取組み目標

第三セクターを対象に整理統合も含めた総合的な改革について検討します。検討に当たっては、特に次の事項に留意するものとします。

・事業内容に着目した見直しを行います。

- ・監査体制を強化するとともに、行政評価の視点を踏まえ、点検評価の充実・強化を図ります。
- ・経営状況等について、議会への経営状況説明のほか、住民に対しホームページなどの活用によるわかりやすい情報公開に努めます。
- ・給与、役職員数の見直し、組織機構のスリム化等を行います。
- ・市からの財政的・人的関与の見直しを行います。
- ・市との随意契約については、国の取組みを踏まえ、その適正化に取り組めます。
- ・上記の事項を踏まえ、指針を策定し見直しに取り組めます。

平成19年度末時点における第三セクターの法人数

合 計	10 団体
ア. 社団	1 団体
イ. 財団	2 団体
ウ. 株式会社	6 団体
エ. 土地開発公社	1 団体

(地方公社の経営健全化)

本市の土地開発公社は、公共用地などの取得、管理、処分などを行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として設立されましたが、先行取得や売買実績がほとんどないのが現状であり、その存在意義が希薄となっています。

このことから、平成20年度を目途に組織の解散を行います。

7. 経費節減等の財政効果

(経費の節減合理化等財政の健全化)

本市では、平成16年度から平成20年度までを計画期間とする財政健全化プランを策定し、市政全般にわたる行財政改革に取り組み一定の成果を挙げてきましたが、今後も、より健全で収支均衡のとれた財政運営を確立するため、平成19年度に財政健全化プランを見直しました。

図表3に財政健全化プランに基づく効果額を示します。

図表3 経費節減等の財政効果

(単位：千円)

項 目	集中改革プラン							財政健全化プラン 合計 16~22	集中改革プラン 合計 17~22
	財政健全化プラン								
	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成18年度 実績	平成19年度 実施見込み	平成20年度 実施見込み	平成21年度 実施見込み	平成22年度 実施見込み		
I 内部改革によるコストの削減	70,099	156,575	353,319	570,093	624,127	636,376	661,207	3,071,796	3,001,697
1 職員に係るコストの削減	63,673	143,849	337,557	525,391	579,425	591,674	616,505	2,858,074	2,794,401
(1) 職員数の削減	61,038	122,076	145,813	220,415	278,062	295,017	322,145	1,444,566	1,383,528
(2) 人事・給与制度の見直し	2,635	21,773	191,744	304,976	301,363	296,657	294,360	1,413,508	1,410,873
2 内部管理経費の削減	6,426	12,726	15,762	44,702	44,702	44,702	44,702	213,722	207,296
II 市税等の歳入の確保	32,591	37,297	54,391	57,282	146,494	228,013	228,013	784,081	751,490
1 歳入の確保	32,591	37,297	54,391	57,282	146,494	228,013	228,013	784,081	751,490
(1) 未収金対策の強化								0	0
(2) 受益者負担の適正化	2,591	7,297	24,391	26,982	89,844	171,363	171,363	493,831	491,240
(3) 未利用地等の有効活用・売却促進	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	210,000	180,000
(4) 自主財源の確保					26,050	26,050	26,050	78,150	78,150
(5) 新たな収入源の確保				300	600	600	600	2,100	2,100
III 施策の見直し	53,594	156,999	234,079	1,900,547	321,747	438,747	439,747	3,545,460	3,491,866
1 事務事業の見直し	18,074	54,910	99,164	1,736,642	153,142	270,142	271,142	2,603,216	2,585,142
(1) 事務事業の見直し	8,193	17,685	53,916	1,691,394	107,894	159,894	160,894	2,199,870	2,191,677
(2) 補助金・負担金の見直し	9,881	37,225	45,248	45,248	45,248	60,248	60,248	303,346	293,465
(3) 委託料積算内容の見直し						50,000	50,000	100,000	100,000
2 外部委託の推進	35,520	102,089	134,915	163,905	168,605	168,605	168,605	942,244	906,724
(1) 施設の管理委託	26,760	85,829	107,209	136,199	140,899	140,899	140,899	778,694	751,934
(2) 事務事業の委託	8,760	16,260	27,706	27,706	27,706	27,706	27,706	163,550	154,790
合 計	156,284	350,871	641,789	2,527,922	1,092,368	1,303,136	1,328,967	7,401,337	7,245,053

(補助金等の整理合理化)

補助金・負担金については、これまでも適宜見直しに努めてきましたが、本市の厳しい財政事情に鑑み、平成15年度において新たな「見直しの方針」を策定しました。

(1) 16年度までの実績

平成16年度においては、補助金の見直しは17件で約5,600千円の削減をしました。負担金の見直しにおいても、廃止23件を含め47件で約4,300千円の削減をしました。

(2) 17年度～22年度までの取組目標及び実績

平成17年度においては、補助金の見直しは廃止2件を含め13件で

約24,300千円の削減をしました。負担金の見直しにおいても、廃止27件を含め56件で約3,000千円の削減をしました。

また、平成18年度においては、補助金の見直し33件で8,023千円を削除しました。

今後においても、行政評価等を活用し、各事務事業についての検証を行い、終期の設定や補助率の見直しなど更なる経費の縮減に努めるものとします。

(公共工事)

大型事業のPFI導入等により、積極的にコスト構造の改革、効率的な運営に努めます。

また、一般競争入札制度を導入するなど公正・公平性の確保を図るとともに、入札・契約についての情報公開を更に進めます。

(公的施設)

公的施設については、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年6月9日付け自治事務次官通知)を踏まえ、適切に対応します。

8. その他

(地方公営企業の経営健全化)

地方公営企業の事業数は、地方公営企業法非適用のものも含めて8事業あります。これらの事業が供給するサービス自体の必要性については、地方公営企業として自治体が直接実施するにふさわしいものであるのか、検討の余地がある一方、地方公営企業として事業を継続するにしても、指定管理者制度などの民間的経営手法の導入や中期経営計画の策定、事務事業の見直しなどは検討が必要となってきます。それぞれの事業においては、社会経済情勢の変化を適切に捉え、より一層の経営の健全化を推進していくものです。

(1) 病院事業

医療保険制度の改革、診療報酬の見直し、臨床研修医制度など病院経営を取り巻く環境が急速に変化してきており、地域センター病院として地域住民から信頼され、「良質な医療・良質なサービス」を適切に提供していくためにも、経営の安定化を図ることが急務となっています。

①経営改革の推進

ア. 16年度末時点における実績

- ・医事業務の民間委託
- ・給食業務の民間委託
- ・医療材料供給管理業務（SPD）委託の導入
- ・分院の設置（こまどり病院）
- ・病棟の再編

イ. 17年度～21年度までの取組み目標及び実績

- ・薬品供給管理業務（SPD）委託の導入（17年度導入）
- ・オーダリングシステムの導入（18年度稼動）
- ・経営改善プランの策定（18年度策定）
- ・管理型臨床研修病院の認定（18年度認定）
- ・公営企業法の全部適用（19年度実施）
- ・第三者機関による収益向上対策の推進（19年度より実施）
- ・特殊疾患患者病棟の設置（19年度実施）
- ・サービスアップの推進
〔職員の接遇研修、患者満足度調査の実施〕（19年度実施）
- ・施設内全面禁煙の実施（19年度実施）
- ・施設運営管理費（電力量）の調査（19年度実施）
- ・定員管理の導入
- ・組織体制の見直し
- ・材料費、経費等の抑制の取組み
- ・電子カルテの導入

②定員管理・給与の適正化

ア. 定員管理の適正化

経営の安定化を図るため、適切な医療、看護計画の下に給与、定員管理の検討を図ります。

イ. 給与の適正化（諸手当についても）

公営企業の経営状況を踏まえて給与体系の検討を図ります。

ウ. 定員管理・給与の適正化の公表状況

改正時に公表の予定です。公表にあたっては、市民にわかりやすい方法で、広報紙のほかホームページを利用し公表します。

③経費節減等の財政効果

医療収益の増収に努め、引き続き経営基盤の強化を図ります。

ア. 16年度末時点における実績

- ・収入関係：未収金の徴収対策
 - ・徴収体制の強化（徴収専門員の配置）
 - ・料金の見直し

- ・脳ドック検診料の設定
- ・支出関係：業務委託の推進
 - ・医事業務
 - ・給食業務
 - ・物品管理業務

イ. 17年度～21年度までの取組み目標及び実績

- ・収入関係：未収金の徴収対策及び収益増加対策の推進
 - ・徴収体制の強化（電話や文書による督促）
 - ・請求漏れ防止の教育、診療報酬査定減率の低下
- ・支出関係：その他
 - ・施設の整備

施設の維持管理や医療機器の更新の時期を迎え、過度の投資とならないよう計画的・効果的な整備を実施し、市民のニーズに応えます。

- ・医療情報システムの充実

現在運用している医事システムをベースにオーダリングシステムを導入し、薬品及び材料等の使用状況等を的確に把握することでコストの抑制が図られます。また、予約診療の充足やクリティカルパスの整備による患者サービスの向上、患者情報の一元化による診療の効率化を推進します。

また、DPC（診断群分類包括評価）対象病院に移行するための準備として、診療情報管理室による各種医療データの整備・検討を図り、さらには、医師の重労働の軽減となるべく、文書作成ソフトや特定健診に対応すべき機能などを追加し、オーダリングシステムの充足を図ります。

(2) 水道事業

水道事業は、市民に安全な水を安定的に供給するため、増え続ける水需要への対応をとり進めてきました。しかし、近年の社会経済状況の変化や生活形態の変化、水産業界の低迷と水需要の減少の中において取り巻く環境は大きく変化しています。水道事業としてもこのような状況にも的確に対応し、将来にわたり安定的な経営基盤の強化を図ります。

①経営改革の推進

ア. 16年度末時点における実績

- ・検針、徴収業務委託
 - ・管路探査業務委託
 - ・漏水調査業務委託
- イ. 17年度～22年度までの取組み目標及び実績
- ・組織体制の見直し
 - ・水道事業経営健全化計画の策定（19年度策定）
- ②定員管理・給与の適正化
- ア. 定員の適正化
- ・11年4月1日～16年4月1日までの定員管理の適正化実績
（5名減員）
 - ・16年4月1日～17年4月1日までの定員管理の適正化実績
（3名減員）
 - ・17年4月1日～22年4月1日までの定員管理の適正化目標
（2名減員）
- イ. 給与の適正化
- 市職員の枠組み及び公営企業の経営状況を踏まえて適正化を図ります。
- ウ. 定員管理・給与の適正化の公表状況
- 給与等の状況の公表については、市民にわかりやすい方法で、広報のほかホームページを利用し公表します。
- ③経費節減等の財政効果
- ア. 16年度末時点における実績
- ・収入関係：未収金の徴収対策
 - ・徴収体制の強化
 - ・訪問徴収、夜間徴収
- イ. 17年度～22年度までの取組み目標及び実績
- ・収入関係：未収金の徴収対策
 - ・特別催告、訪問徴収等による収納率の向上
 - その他
 - ・有収率の向上
 - ・支出関係：業務委託の推進
 - ・浄水場の第三者委託制度の導入（19年度導入）
 - その他
 - ・財務会計システムの導入（17年度導入）
- (3) 公共下水道事業（特定環境公共下水道事業含む）
- 公共下水道事業は、幹線管渠の整備と併せ、枝線管渠の整備とともに、

老朽管の改修や終末処理場の改築更新など、新たな施設整備が課題となっています。今後、投資の効率化を主体とし、併せて水洗化の促進や経営経費の縮減など経営改革を図ります。

①経営改革の推進

- ア. 16年度末時点における実績
 - ・下水道維持管理台帳のデータベース化
 - ・終末処理場を中心とする組織体制の見直し
- イ. 17年度～22年度までの取組み目標及び実績
 - ・下水道使用料の見直しの検討
 - ・組織体制の見直し

②定員管理・給与の適正化

市職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

③経費節減等の財政効果

- ア. 16年度末時点における実績
 - ・収入関係：未収金の徴収対策
 - ・徴収体制の強化
 - その他
 - ・水洗化促進の強化
 - ・支出関係：業務委託の推進
 - ・水質検査業務の一部委託化
- イ. 17年度～22年度までの取組み目標及び実績
 - ・収入関係：引き続き、水洗化の促進・収納率の向上に努める
 - ・支出関係：業務委託の推進
 - ・終末処理場の指定管理者制度の導入（19年度導入）

(4) 地方卸売市場事業

全体の集中改革プランの目標を準用します。

(5) 港湾整備事業

全体の集中改革プランの目標を準用します。

(6) 臨港用地造成事業

全体の集中改革プランの目標を準用します。

(7) 介護サービス事業

全体の集中改革プランの目標を準用します。

(地域協働の推進)

稚内市では住民自治の更なる充実を図るため、15地区にまちづくり委員会を設置するなど、住民と行政のパートナーシップのまちづくりを進めています。

また、平成19年度に「稚内市自治基本条例」が施行し、本市の自治体運営の基本原則や市民、行政、議会等の基本的な役割を規定して様々な協働の取り組みを進めています。

(公正の確保と透明性の向上)

地方分権が急速に進む中、地方公共団体の自己決定権がますます拡大していくことに伴い、地域の様々な力を結集し、これに対応していかなければなりません。そのためには、住民等への説明責任を果たし、住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図る必要があります。

このため、本市においてはこれまでに情報公開条例の制定、行政手続条例の制定、パブリックコメント制度の導入を図るなど、これらに対応してきました。

今後もこれらの制度を積極的に活用し、引き続き公正の確保と透明性の向上に努めていきます。

(1) 情報公開制度の導入

本市の情報公開制度は、平成12年度に導入済みであることから、今後、この制度を有効に活用し、市民による行政の監視及び参加を一層促進し、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政の発展を図ります。

(2) 行政手続制度の導入

本市の行政手続制度は、平成9年度に導入済みであることから、今後、この制度を有効に活用し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護を図ります。

(3) パブリックコメント制度の導入

本市のパブリックコメント制度は、平成17年度に導入済みであることから、今後、この制度を有効に活用し、公平性の確保と透明性の向上を図ります。

(電子自治体の推進)

電子自治体の推進にあたっては、国の「新電子自治体推進指針」を踏まえ、利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現することを目標に、住民視点

と費用対効果の視点に立って取組んでいきます。

(1) 16年度末時点における実績

- ①公的個人認証サービス
- ②住民基本台帳カード
- ③総合行政ネットワーク (LGWAN)
- ④業務・システム全体の最適化 (効率化・合理化)
 - ・財務会計システムの導入

(2) 17年度～22年度までの取組み目標及び実績

①電子自治体の構築

電子自治体の構築にあたっては、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク (LGWAN) などの利活用に積極的に取組みます。

また、電子自治体の実現にあたって必要となる各種システムの共通基盤となる機能を、道及び道内市町村が共同で効率的かつ効果的に構築・運営しようとする、道独自の共同アウトソーシングモデルである「北海道電子自治体プラットフォーム (HARP) 構想」に参加し、電子自治体の構築に積極的に取組みます。

②情報セキュリティポリシーの策定

行政が保持している住民情報等を、あらゆる脅威から合理的に守ることは必要不可欠であります。平成17年度に策定した情報セキュリティポリシーは、市民の大切な情報資産を守るための方針や方策を定めたものです。今後も適時見直しを行い運用していきます。

③業務・システム全体の最適化 (効率化・合理化)

・統合型 GIS の導入

平成17年度に個別システムとして整備されている GIS を統合型として整備し、総合的な運用・管理を図り、地理情報を庁内で有効に活用することにより事務の効率化に努めています。

④レガシーシステムの見直し

いわゆる旧式 (レガシー) システムについては、業務・システムの最適化を図る中で、改善・刷新に取り組んでいくとともに、職員の能力開発や民間の専門的な能力・ノウハウを積極的に活用し、適正な情報システムの調達をすることで、より効率的な運用を行います。

⑤公式ホームページの見直し

平成17年度に公式ホームページに関する基本方針を策定し、担当課から直接情報を発信するなど誰もが見やすく使いやすいホームページにリニューアルし、便利で信頼できる地域の情報発信基地づくりに努めています。また、行政情報等を積極的に公開することで透明で開かれた市政の実現と、市民と行政が情報を共有化することで協働のまちづくりを推進することに努めます。また、平成19年度からは、バナー広告の掲載を開始しました。

(地方議会)

議会では、効率的な議会運営のための取り組みや費用弁償の廃止、議員定数の削減、海外行政視察の凍結、道外行政視察の回数減など財政的な改革も実施しており、今後においても必要に応じて議会改革について検討することになっています。また、議会だよりをはじめ FM 放送での議会中継や会議録検索システムの導入（市議会ホームページ）など、さまざまな手法により情報を発信していきます。

議会改革特別委員会での主な決定事項は以下のとおりです。

- ・行政視察については、任期中3回を2回とします。
- ・海外視察については、当面見送ります。（15年度から実施）
- ・費用弁償については、廃止します。（2,500円）
- ・議員定数については、2名減とし定数22名とします。